

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.12.7	契約解除	変更前	営業所	827770	小宮簡易郵便局	○	福島県相馬郡飯舘村小宮曲田156	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.12.15	契約解除	変更前	営業所	787580	神牟礼簡易郵便局	○	鹿児島県曾於市大隅町坂元3806	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.1.1	業務変更	変更前	営業所	457110	上牧簡易郵便局	○	奈良県北葛城郡上牧町上牧3350	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	457110	上牧簡易郵便局	○	奈良県北葛城郡上牧町上牧3350	-	○	○	○	○	○	-	
H30.1.1	業務変更	変更前	営業所	788340	東開町簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市東開町11-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	788340	東開町簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市東開町11-1	-	○	○	○	○	○	-	
H30.1.1	住居表示変更	変更前	郵便局	907750	手稲稲穂中簡易郵便局	○	北海道札幌市手稲区稲穂二条4-1-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	907750	手稲稲穂中簡易郵便局	○	北海道札幌市手稲区稲穂2条4-1-5	-	○	○	○	○	○	-	
H30.1.4	住居表示変更	変更前	郵便局	022530	横浜中和田郵便局	-	神奈川県横浜市泉区和泉町3741-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	022530	横浜中和田郵便局	-	神奈川県横浜市泉区和泉中央北4-1-3	-	○	○	○	○	○	-	
H30.1.4	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	517170	下板木簡易郵便局	○	広島県三次市三和町下板木1095	○	○	○	×	○	○	-	
H30.1.4	契約解除	変更前	営業所	748730	川宮簡易郵便局	○	福岡県田川市川宮759-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.1.4	契約解除	変更前	営業所	787180	大園簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市中山町1599	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.1.9	移転	変更前	郵便局	761120	長崎県庁内郵便局	-	長崎県長崎市江戸町2-13	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	761120	長崎県庁内郵便局	-	長崎県長崎市尾上町3-1	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.1.22	移転	変更前	郵便局	002960	中央浜町一郵便局	-	東京都中央区日本橋浜町1-5-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	002960	中央浜町一郵便局	-	東京都中央区東日本橋1-3-9	-	○	○	○	○	○	-	
H30.1.22	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	838020	大日簡易郵便局	○	岩手県奥州市江刺区田原中田12	○	○	○	×	○	○	-	
H30.1.29	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	452540	学研奈良登美ヶ丘郵便局	-	奈良県奈良市中登美ヶ丘6-15-9	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。